

パネル

近世的な所領の確定と幕府による新たな秩序形成の志向という要因が大きく影響していたと想定でき、今後はこうした視点からの研究が必要になると考えられる。これにより神仏関係に関する研究は、社会全体との関わりの中で、より大きな問題として捉えなおすことが可能となるであろう。

伊勢の神葬祭から見る神仏関係

本澤 雅史

伊勢（宇治山田）において、神葬祭が広く民間に行われるようになったのは、明治以降であり、それまでの伊勢の葬法を特徴づけていたのは、死者を危篤の状態であるとして墓地や寺院に送る「速懸（はやがけ）」という葬法であった。この葬法は、神葬祭の源流ではなく、あくまでも「死穢を避けるための方便」として、清浄を重んじる伊勢祠官の間で行われた特殊な葬法（岡田莊司氏「神道葬祭成立考」『神道学』一二八号）と考えられている。また近代以降の伊勢における神葬祭は、近刊の『伊勢市史』第八巻、民俗編（平成二十一年八月、第四章 社会変動と民俗・第三節 近代と宗教変動へ櫻井治男氏「伊勢市の神葬祭」・濱千代早由美氏「神葬祭の実施」）にまとめられている。それによると、そのような伊勢にあつて、慶応四年三月二十八日、神仏分離令が発令され（太政官第一九六号）、同年閏四月十九日 神職の家は神葬祭へ転換することとなり（諸

国神職宛神祇事務局第三二〇号）、同年六月二十四日には、まず『祖祭略記』（昭和三年「宇治山田市史資料」風俗篇四・葬祭下）が著され、神宮祠官の祖先祭祀から仏教色が排され、さらに、明治元年十一月「神葬祭発令」（大正九年、川原由松編『訂正神都年表草稿』による）に基づき、同年十月から十二月にかけて、神葬祭への改め願が左記の各村から度会御府や御会合所に出されるに至る（三重県庁所蔵明治期文書）。

本発表では、伊勢における神葬祭にあつて、どのように仏教的要素が判別され、排斥されて神葬祭が確立して行ったのかを探っていく。

まず、明治元年十一月『神葬祭之事』（村井市平所蔵、昭和三年「宇治山田市史資料」風俗篇三・葬祭上）及び明治二年七月発行の『神領葬祭略式』、また明治二年六月十日 本町所蔵「書留」（昭和三年「宇治山田市史資料」風俗篇三・葬祭上）などにより、幕末から明治元年にかけて山田奉行所・度会府が神領民に神葬祭を奨励してきたわけであるが、その礼式をどのような基準で統一しようとしたのか。また、従来から神領内で触穢を恐れて行われていた「速懸」をどのようにに位置づけ、葬儀次第、死者の着衣、棺の様式、位牌などから仏教的要素をどのようにに排斥していったのかを考察する。

次いで、明治初年、神宮学の泰斗、御巫清直が恐らく度会府から「其式法ヲ撰訂スヘキ旨仰セ下サ」り著わしたと推定される『神民葬式』（神宮文庫・第二門・二三一〇号）の内容を分析する。『神領葬祭略式』では「別に異なる新式を設くるに及ばず」として、「速懸」を「神事を重んずる神忠より出たる事」

として認めていたのに対して、清直は「速懸ナルトキハ、送葬ニ非サレハ神葬ニセヨト布告セラレシモ御旨ニ戻リテ違令ノ罪ハ遁ル、二所ナシ、是ヲ以テ新古ノ法ニ悖ラス、五倫ノ道ヲモ明ニスヘキ一策ヲ稍ニ勘得シテ試ニ甄録ス」との考えを披瀝しているが、この考えが、やがて明治五年三月十一日「速懸」の廃止（『宇治山田市史』・神宮文庫蔵『辛未十一月ヨリ壬申十二月ニ至 度会県史稿』）に至った理論的根拠を推定する。

また、清直は仏教的要素を排除するのみならず、古事記、日本書紀、続日本紀をはじめ、令義解、延喜式、万葉集、倭名鈔、また公家の日記類、鎌倉時代の天皇・女院の葬法を記した古事次第、吉事略儀の他「近世博達ノ輩ノ著書若干ヲ以テ、今世俗間ノ行フ所ニ校勘シ、古式ノ存セルモノハ遺サス摺摺シテ、私ニ改易スルコトナシ」との方針で如何なる文献学的作業を経て、神葬祭古儀を探索していったのかを考察する。

石川県内における神仏分離

由 谷 裕 哉

神仏分離は、例えば『明治維新神仏分離史料』が護法的な観点から編纂されたように、法難であった廃仏毀釈をその本質とする、と捉えられてきたきらいがある。しかし、例えば田中秀和『幕末維新期における宗教と地域社会』（清文堂）のように、そうでなかったことを実証的に検証する研究も見られるように

なった。報告者は、上記のような本質主義（他にも、日本宗教の本質としての神仏習合、神・仏関係の本質としての神仏隔離、など）から出発することに疑念を持ち、個々の事例からこれを探るしかないと考える。

その際、神仏分離の経緯が近世以前の神社と寺院との関係によつて左右される、と主張する先行研究が注目される（吉井敏幸氏「神仏習合の諸形態―大和国の場合」、『神と仏のいる風景』山川出版社）。これを参考にしつつ、本報告では石川県内（近世には加賀藩と大聖寺藩領内）の事例により、その代案を求めてゆきたい。

そこで、旧加賀藩など領内における、いわゆる神仏習合的な神社に対する藩の扱いを仮に三類型に分け、各々における神仏分離の方向性について考えてみたい。この場合の藩の扱いを、延宝二年（一六七四）と貞享二年（一六八五）の神社改めに際しての書き上げ、および天保元年（一八三〇）成立とされる藩撰地誌『加越能三州地理志稿』に依拠することにする。後者に、大聖寺藩分も含まれるからである。個々の神仏分離の方向性を、（↓）で示すことにする。

一 藩への神社書き上げや藩撰地誌に、神社と寺院との両方で書き上げたり別名で出たりする場合。例としては、石動山（↓神社のみ）、現・珠洲神社（↓神社と寺院）、など。例えば石動山の場合、貞享二年の由来書き上げに、二名連署の「石動山神主」が「石動山」として、「衆徒中」が「石動山天平寺」として、別々に由緒を書き上げている。

この類型のみ、神社と寺院の並列が残る場合があると考えら